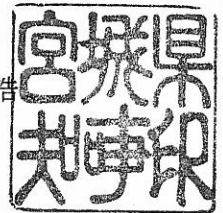


環 対 第 2 0 7 号

平成 2 8 年 8 月 4 日

電源開発株式会社 取締役社長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



鬼首地熱発電所設備更新計画に関する計画段階環境配慮書に対する意見
について（回答）

平成 2 8 年 6 月 6 日付けで送付のありましたこのことについて、発電所の設置又は
変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に
係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に
係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境
の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 1 0 年 6 月 1 2 日通商産業省
省令第 5 4 号）第 1 4 条第 3 項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 藤村
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

鬼首地熱発電所設備更新計画 計画段階環境配慮書に対する意見

1 全般的事項

- (1) 地熱発電は持続性や安定性で優れた再生可能エネルギーであり、当発電所は宮城県において唯一の地熱発電所である。

一方、事業実施想定区域は栗駒国立公園（第一種特別地域）に存在し、特別保護地区に準ずる自然景観を有し風致を維持する必要性が高いことから、新たな敷地造成を回避又は極力低減すること。さらに当該区域を含めた周辺地域には温泉等の観光資源が多いことから、環境影響に配慮すること。

また、調査、予測、評価にあたっては環境アセスメントの趣旨に基づき、最新の知見を用いることや専門家の意見を聴くなどし、適切に進めること。

- (2) 発電設備、生産基地、還元基地、輸送管の構造若しくは配置、位置又は規模に関する複数案を提示すること。複数案を設定できない場合は、計画段階環境配慮書の趣旨をくみ取り、環境保全の見地より、単一案に至る検討過程を明確に示し、整理、検討した上で事業計画を決定すること。
- (3) 今回の環境アセスメント手続と並行して実施される既設設備撤去の工事についても、様々な環境影響が想定されることから、これについても十分な環境保全措置を講じ環境影響に配慮すること。
- (4) 生産井及び還元井について、事業者が計画している坑口集合方式を採用することにより敷地内に余剰地が生ずる場合は、この敷地を有効的に活用し、工事後の自然復元に努めること。

2 個別的事項

以下3項目について、計画段階配慮事項に係る環境影響の程度を調査、整理するとともに、その他の計画段階配慮事項についても同様に調査、整理した上で方法書を作成すること。

- (1) 大気質

硫化水素による人への健康、動植物、生態系等への環境影響。

- (2) 騒音

建設騒音、工事用車両等による騒音及び施設稼働に伴う騒音。

(3) 動物・植物

地上を歩く爬虫類，両生類を含む動物全般について，工事用車両の通行による轢死等の影響及び工事による鳥類，哺乳類，植物相に対する影響。